

【アメリカ】チベット弾圧の中止を中国政府に求める決議両院で成立

連邦議会両院にそれぞれ提出されていたチベット弾圧の中止を中国政府に求める決議が、4月9日、それぞれ成立した。下院の決議(H.Res.1077)は、ナンシー・ペロシ下院議長が提出し、賛成413、反対1で可決された。中国政府に対して、チベットへの弾圧の中止、ダライ・ラマ14世との対話、拘束されているチベット人僧侶らの釈放を求める内容となっている。また、国務省に対しては、2007年国別人権報告書で、中国を人権抑圧国に入れなかった判断を再考すること、2002年チベット政策法を完全に施行することを求めている。上院決議(S.Res.504)は、民主党ダイアン・ファインスタイン議員が提出し、全会一致で可決された。下院決議とほぼ同内容となっている。両院の決議ともに法的な効力はないが、ダライ・ラマ14世の訪米を前に、両院が中国政府に対して政治的な意思表示をしたものである。ペロシ議長は、3月にインドでダライ・ラマ14世と会談している。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

【アメリカ】イラク駐留米軍の撤退に関する公聴会と大統領演説

4月8日と9日に、連邦議会両院の軍事委員会、外交委員会で、イラク情勢に関する公聴会が開催され、クロッカー駐イラク大使とイラク駐留米軍ペトレイアス司令官が、証言を行った。イラクの治安状況について、相当な改善があったが、今後については困難な課題が待ち受けているとした。この中で、ペトレイアス司令官は、イラク駐留米軍の撤退について、2008年7月に増派分の撤退が完了した段階で一旦中断することと、その後の撤退については、45日間の情勢の集約と評価のための期間をおいた上で、判断することを勧告した。上院の公聴会には、共和党マケイン、民主党オバマ、クリントンの各大統領候補も出席していた。ブッシュ大統領は、4月10日に国民向けにイラク問題について演説し、勧告に従い、イラク駐留米軍の撤退について、7月の撤退で中断し、その後の撤退については司令官に必要なだけ時間をかけて判断するよう伝えたことを表明した。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

【EU】消費者信用に関する指令の採択

1986年に制定された消費者信用に関する指令(Directive 87/102/EEC)は、必要最低限のルールしか設けておらず、次第にEU各国の実情にそぐわなくなった。そこで、欧州委員会は、現在の消費者信用の状況に適合した、よりハイレベルな消費者保護を目指し、消費者信用に関する法律、規則及び運用規定について、加盟国間の調和を図るため、2002年、この指令に代わる新たな指令を提案した。その後、紆余曲折を経て、2005年にあらためて提出された修正案が、ようやく2007年5月に閣僚理事会で合意された。2008年1月、欧州議会の第2読会で修正可決され、4月7日にEU閣僚理事会により採択された。加盟国は、今後2年のうちに、指令に規定された新しい条項を、各国の関連法規の中に組み入れなければならない。主要なポイントは、①信用機関の融資関連情報の標準化②実質年利の明示義務③契約取消可能期限を14日とする④期限前返済の権利の付与などである。

(萩原愛一・海外立法情報調査室)

【EU】エコ製品に対する付加価値税軽減の検討へ

2008年3月に行われた欧州理事会（EU首脳会議）において、環境にやさしい製品や省エネルギー製品に対する付加価値税の税率軽減が話題にのぼった。この件は、英国のブラウン首相が口火を切ったものである。同首相は、持続可能な社会の形成に向けて、欧州のリーダーシップを示すことができるものとしている。この提案に対して、フランスのサルコジ大統領は賛成の意を表明したが、ドイツは、反対の立場をとった。結局、欧州委員長が、同年夏に付加価値税の税率軽減の立法化を検討課題とすることと、付加価値税を含む経済的手段によってどの程度エコ製品や省エネ製品の消費が促進されるかについて、加盟各国とともに検証を行うことを、欧州委員会に求める、というかたちで総括した。EUでは、付加価値税の最低税率は15%と規定されており、加盟国は、それを下限として、それぞれの税率を決めている。

（萩原愛一・海外立法情報調査室）

【イギリス】土地計画法案

2007年11月27日に下院に提出され、現在審議中の土地計画法案は、土地開発の認可を迅速化することを目的とした法案である。これまで、発電所、ガスタンク、パイプライン、交通運輸等の重要なインフラ建設における開発の認可は、空港が地方自治体の枠組みで行われることを除くと、それぞれ所管の主務大臣が行ってきた。法案は新設するインフラ計画委員会に、国家的に重要なインフラ建設及び大臣が国策声明文によって指定した事業の認可を一括して行わせる。開発の承認は命令の形式をとり、開発事業者に土地の強制収用を行使する権限を付与することも可能となる。また認可の調査には6か月、認可の決定までにはさらに3か月という時間の制限が課されることとなる。イギリス政府は、原発の再導入、住居の増加（2020年までに300万戸新設）等の大規模土地開発を予定しており、法案は地元の反対が予想されるこれら事業を推進するための布石と予想されている。

（岡久 慶・海外立法情報課）

【イギリス】選挙制度改革に向けた動き

2008年3月24日、ストロー司法相は、憲法刷新法草案発表と併せて、選挙制度改革の公開協議を5月に行う旨を明らかにした。制度改革には、①投票において候補者から2番までの選好順位をつけ、50%以上の得票率を確保する候補者がでるまで、得票数の低い候補者の第2選好者票から割り振っていく選好投票制度の導入、②投票の義務化、③週末投票の実施等が含まれると予想される。この背景には、総選挙の投票率が2005年には61%にまで落ち込み、さらに低下する傾向を見せている事実がある。これだけでも大問題であるが、もし上院が現在議論中の制度改革の結果、比例代表制を導入し、下院を上回る投票率を獲得するようになれば、上院に対する下院の優位という議会制度の柱さえ揺らぐことになる。選好投票に関しては、労働党と自由民主党の支持者がお互いの党の候補者を第2選好者に選ぶ可能性が高く、保守党を締め出すための策略とする冷めた見方もある。

（岡久 慶・海外立法情報課）

【イギリス】 経済移民の是非:上院委員会の提言

2008年4月1日、上院の経済事情特別委員会は「移民の経済的影響」を発表した。同報告書は、経済移民の効果は薄いと見られ、受入数の制限を提案している。今や移民問題は市民の関心事 No.1 であり、報告書が政局に波紋を落とすことは必至と見られる。2001-2006年の間のイギリスの人口増加率 2.5%の内 3分の2は移民の純増によるもので、総労働力の12%を移民が占めている。政府は、移民がもたらす経済効果を2006年で60億ポンドと見積もり、市民1人当たり年間30ポンドの利益があると見ている。しかし報告書は政府が示す移民関連指標全般に疑問を投げかける。例えば、GDPは市民生活への直接的利益を計る正確な指標ではなく、短期的に生じる自国民の低技能労働者へのしわ寄せを捉える指標はない。報告書は、移民による主な受益者は移民自身及び彼らの雇用主に限られており、より広いイギリス在住者の利益を計るデータ収集と政策が必要であると論じている。

(岡久 慶・海外立法情報課)

【フランス】 官民パートナーシップ促進法案

経済、財政及び雇用相は、2008年2月13日、官民パートナーシップ (Public-private partnership : PPP) に関する法案を閣議に提出した。官民パートナーシップとは、行政機関が行ってきたサービスを、民間委託 (アウトソーシング)、PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) 等の民間手法と協働して提供することで、行政の効率化及び公共サービスの質的向上を実現する取組みである。フランスにおいて、以前は、PPPで公共事業を展開するのは、例外的措置とされてきたが、同法案は、次のケースでPPPを使用することが可能になるよう定めるものである。①公共サービスを公共機関だけで行うよりも、PPPを使用した方が明らかに経費削減等の実益があると事前に評価される場合。②公共サービスを開始する時期が差し迫っており、公共設備の建築等において緊急の民間投資が必要な場合。しかし、第2のケースは、2012年12月31日までの実験的なものであるとしている。

(鈴木 尊紘・海外立法情報課)

【フランス】 ジャーナリストの情報源秘匿保障法案

2008年3月12日、司法相は、ジャーナリストの情報源の秘匿保護に関する法案を閣議に提出した。この法案は、報道の自由に関する1881年7月29日の法律を改正し、情報源秘匿の権利を一般的原則として認めようとするものである。というのは、これまでのフランスの法律においては、当該権利を間接的にしか保障してこなかったという経緯があるからである。同法案の柱は3つある。第1に、欧州人権裁判所の判例に従い、緊急事態などの例外的状況が情報源を必要とする場合を除き、情報源の秘匿が保障される。第2に、ある情報源を対象とした家宅捜索が、報道機関又は記者の自宅に対して行われる場合、その記者は、情報源を明らかにする資料等の差押えを拒否することができる。第3に、予備審問の際のみならず、軽罪裁判所及び重罪裁判所においても、記者は、情報源を証言することを拒否することができる。

(鈴木 尊紘・海外立法情報課)

【フランス】遊園器具及び遊園施設の安全確保に関する法律の制定

移動遊園地又は遊園地における回転遊具、遊園器具及び遊園施設の安全に関する 2008 年 2 月 23 日の法律第 2008-136 号が制定された。ピエール・エリッソン元老院（上院）議員（国民運動連合）による議員立法である。2007 年 8 月 4 日、パリ郊外のサンジェルマン・アン・レーで開催された移動遊園地「Fête des Loges」で事故があり、親子 2 人が死亡した事件を受けて、移動遊園地及び通常の遊園地における遊園器具・遊園施設の安全確保を十全に行うべきことを規定した。同法の骨子は 4 点である。①十分な安全性を有し、かつ、人体に悪影響のない遊園器具・遊園施設を建築すること。②安全性の確保のため定期的な点検を行うこと。③その点検について公衆に知らせるために、点検をした機関名及びその日付を掲示すること。④万が一事故が発生した場合、政府は、その事故を調査した報告書を作成し、国会に提出すること。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

【ドイツ】過去の総選挙の経験に基づく連邦選挙法の改正

過去 2 回の連邦議会議員総選挙の経験を踏まえ、基本法の選挙権の基本原則をよりよく実現し、選挙法を有権者と候補者にとってより身近なものとするとともに、選挙の実施に係る行政事務を簡素化することを目的とする連邦選挙法及び関連法律の改正法が、2008 年 3 月 20 日公布、一部を除き翌日施行された。改正の主な内容は、郵便投票の要件の撤廃（今後は選挙当日に投票所で投票できない事由の疎明は不要）、得票による政党への議席配分及び人口による州への選挙区配分の計算方式の変更（従来のヘア・ニーマイヤー式＝最大剰余法からサンラグ・シェパーズ式への変更）、在外ドイツ人の選挙権の要件の統一化（国外公務従事者等 3 つのカテゴリーを統一）、連邦議会議員の地位取得要件の変更（今後は当選受諾の意思表示は不要）等である。2009 年に予定される次期総選挙のための各州への選挙区配分及び選挙区割を定める連邦選挙法改正法も 3 月 18 日公布、翌日施行された。

（山口 和人・海外立法情報課）

【ドイツ】遺伝子技術法の改正

2008 年 4 月 4 日、遺伝子技術法を改正する法律が公布され、一部を除き翌 4 月 5 日に施行された。人と環境の保護を最高の目標としつつ、遺伝子技術の研究と応用の促進を図るため、一定の要件を備えた遺伝子技術を用いる施設についての手続的負担を軽減する等の改正を内容とする。安全性の程度に応じて 4 つに区分された段階のうち、第一段階（人の健康及び環境にとっていかなる危険もない）にある施設の遺伝子技術作業の開始は、従来の登録に代えて届出で足りることとしたほか、遺伝子技術法の規定の適用除外が認められる改変有機体の範囲の拡大、流通に置くことが許されない改変有機体の活用等が規定された。同時公布・施行された欧州共同体遺伝子技術実施法第一次改正法は、違法に遺伝子技術的に改変された有機体を含む疑いのある食糧又は飼料の取引を制限する法規命令への委任の根拠を定めること、行政庁の監督の法的根拠の不備を補うこと等を内容とする。

（山口 和人・海外立法情報課）

【ドイツ】幹細胞研究の条件を緩和する改正法案、連邦議会で可決

2008年4月11日、連邦議会は、ルネ・レスペル議員（社会民主党）ほか提出の幹細胞法改正案を賛成 346、反対 228、保留 6 で可決した。現行の幹細胞法(2002年制定)は、人の胚性幹細胞研究の法的枠組を定めており、それが優先度の高い研究目的のためにのみ奉仕しなければならないと規定するとともに、2002年1月1日を基準日として、この日より前に外国で採取された胚性幹細胞のみについての研究を許容してきた。これに対して医学関係者の間からは、アルツハイマー病やパーキンソン病などの難病の治療や、臓器・組織の修復を可能とするため、基準日に関する条件の緩和を求める声が上がっていた。今回の改正法案は、このような意見を考慮して基準日を2007年5月1日までずらすものであるが、外国からの幹細胞のみを許容する点は従来通りである。このほか基準日を廃止する法案、胚性幹細胞の研究を全面的に禁止する法案も提出されたが、いずれも否決された。

(山口 和人・海外立法情報課)

【イタリア】廃棄物処理場に関する立法命令についての EU の判断

2008年4月10日、欧州司法裁判所は、イタリアが、廃棄物処理場に関する EU の指令(1999/31/EC)に規定された義務を怠ったという欧州委員会の訴え(義務不履行訴訟)を認めた。指令の施行日より2年以内、すなわち2001年7月16日までに国内法に置き換えるべきところ、イタリアは、ようやく2003年に関係法規(2003年1月13日の立法命令第36号)を制定した。しかし、この立法命令は、当該指令を国内法に置き換える期限の日から国内法発効の日までに認可された処理場に対して、指令の条項を適用するための規定を欠いていると判断されたのである。この結果、この期間に認可された処理場は、EUの基準を満たしていないことになった。この時期のベルルスコーニ政府の責任が取沙汰されるなか、去る4月の総選挙により政権に返り咲いたベルルスコーニ首相は、これとは別に、現在、大きな社会問題となっているナポリ等における廃棄物処理問題についても、欧州委員会の調査に直面しなければならない模様である。

(萩原愛一・海外立法情報調査室)

【韓国】死刑制度の存廃

金大中政権から盧武鉉政権の10年間、韓国では一度も死刑が執行されず、「事実上の死刑廃止国」となっている。第17代国会(任期:2004~2008年)では、3度目となる死刑廃止特別法案が175名の国会議員の署名と共に提出されていた。同法案は、2007年8月に所管委員会に上程されたがその後の審議は行われず、廃案となる見込みである。2008年2月に就任した李明博大統領は、現在の法律では死刑を規定する罪が多いことから、極刑については凶悪犯罪に限るべきとしつつも、制度そのものについては存続すべきと表明している。また、第18代国会議員当選者(任期:2008年5月~)を対象とするアンケート調査においても、与党ハンナラ党を中心に45.5%の当選者が「死刑制度は存続すべき」であるとしており、死刑廃止派は39.5%であった。賛否が拮抗していた世論調査でも、2004年の凶悪連続殺人事件の発生以降、死刑制度存続に賛成する者が増加している。

(白井 京・海外立法情報課)

【韓国】法における年齢規定

韓国では、2005年の公職選挙法改正により「満19歳以上」の国民に選挙権が付与されており、2008年4月に行われた第18代国会議員総選挙での有権者中19歳の割合は約1.6%（62万3059名）であった。国民投票法における投票資格も2007年5月の改正によって「満19歳以上」の国民となっている。韓国の成人年齢は、現行民法では満20歳であるが、2004年に政府によって「満19歳」とする改正案が国会に提出されている。日本ほど大きな話題になっていないのは、既に選挙権が満19歳以上に付与されており、飲酒や喫煙の制限については青少年保護法という別の法律で定めているからと考えられる。青少年保護法において保護対象となる青少年の定義は「満19歳未満」（ただし数え年の慣用があるため、19歳に達する年の1月1日を迎えた者を除く）であり、大半は高校卒業と同時に飲酒・喫煙が可能になる。婚姻年齢は、2007年の民法改正により男女共に満18歳となった。

（白井 京・海外立法情報課）

【韓国】性犯罪者に対する強硬対策

2008年4月1日、法務部長官が「児童性暴力事犯への厳重対処及び再犯防止対策」を発表した。これはごく最近発生した2人の子どもの誘拐殺害事件を契機とするものである。立法については3点が挙げられており、子どもを被害者とする性犯罪の法定刑を重くする「ヘジン・イエスル法」（被害者の名前を付した法）の新規制定、性暴力犯罪により実刑判決を受けた者や拘束令状が発布された被疑者を対象に遺伝子鑑識情報を収集し管理する「遺伝子鑑識情報の収集及び管理に関する法」の新規制定、再犯の危険性が高い常習性犯罪者に対して刑の服役後に拘禁して治療する内容の治療監護法改正が挙げられている。以前にも、性犯罪者の情報公開を強化する「青少年の性保護に関する法律」の改正や、電子装置により性犯罪前歴者の位置追跡を行う通称「電子腕輪法」が制定されている。これらの性犯罪者に対する強硬策は、米国の制度を参考にしたものであるが、その実効性について法律関係者の間で論争になっている。

（白井 京・海外立法情報課）

【中国】水污染防治法の改正

1984年に制定され、1996年に改正された「中華人民共和国水污染防治法」の改正案が、2008年2月28日、第10期全人代常務委員会第32回会議で採択され、2008年6月1日から施行される。“法を遵守するためにはコストがかかる、法に違反するほうが低コストですむ”という風潮への対応策として「責任を明確にし、罰則を強化する」ことが今回の改正のキーワードとされる。同時に、環境保護に関する地方政府の責任についても明確に規定された。また、飲用水の安全性確保のため、1級水源保護区では給水及び水源保護以外の施設については、既設分についても取壊しが要求されるなど、水源区の保護措置がより強化された。そのほか、工業廃水等については排出許可証の取得が義務付けられるなど、今回の改正は水汚染の現状に対する危機感が反映されたものと言える。なお、海洋汚染については、「中華人民共和国海洋環境保護法」（2000年4月1日施行）が適用される。

（富窪 高志・海外立法情報調査室）

【中国】プラスチック製買い物袋有償化へ

2008年4月7日に商務部、発展改革委員会および国家工商行政管理総局の連名で、「商品小売市場におけるプラスチック製買い物袋有償使用管理弁法（草案）」（意見募集用）が公開された。意見提出の締切りは1週間後の4月14日で、6月1日からの実施が予定されている。草案は全22条から成っており、資源の節約および生態環境保護のため、プラスチック製買い物袋（レジ袋）の使用を少なくするよう消費者を誘導することが立法の趣旨である。小売販売店がレジ袋を販売する際には、価格を明示し、レシートにも販売数と価格を個別に表示しなければならない。レジ袋は法に依り設立された製造メーカー、卸売又は輸入業者から仕入れねばならない。小売店はレジ袋の価格については自主的に設定できるが、販売価格を明示しない、経営コストを下回る低価格での販売、無料あるいは実質無料で消費者に提供するなどの場合は、過料等に処せられる。

（富窪 高志・海外立法情報調査室）

【中国】北京市の公共場所における禁煙範囲に関する規定

「北京市における禁煙範囲に関する若干の規定」が2008年3月に同市政府第2回常務会議で採択され、2008年5月1日から施行される。医療機関、託児所・幼稚園、専門学校等を含む教育施設、博物館・美術館・図書館等の文化施設、商業・金融・郵政・電信等の営業区域、バス・タクシー・軌道交通等の車内、切符販売所及び屋内プラットフォーム、文物保護施設、体育館、競技場の観客席等での喫煙が禁止される。飲食店、インターネットカフェ、公園、遊園地、及び飛行場・列車・長距離バスなどの待合室は分煙とし、喫煙室または喫煙区域を、ホテル等の宿泊施設では、禁煙室又は禁煙フロアを設けねばならない。政府機関・企業等の事務スペース、食堂等も禁煙の対象となる。管轄区域の禁煙に関して職責を履行しない機関については、北京市副市長が主任を務める北京市愛国衛生委員会及び各区・県同委員会が行政処罰処置を採ることとなっている。

（富窪 高志・海外立法情報調査室）

【タイ】2007年憲法の改正への動向

タイでは、「2007年憲法」（2007年8月公布）を改正する動きが早くも始まった。2007年憲法は、2006年9月のクーデター後の暫定憲法下で起草され、2007年8月の国民投票を経て公布に至った。2007年憲法では、下院の小選挙区制から中選挙区制への移行、上院の公選制から公選・任命制への移行等、国会議員の選出制度が変更された。12月23日の下院議員総選挙の結果、2008年1月29日にタクシン元首相と親しいサマック国民の力党党首が首相に任命され、2月6日、新内閣が成立した。3月2日には上院議員選挙が実施され、暫定憲法下で設置された国民立法議会は解散した。3月末から高揚した連立与党による憲法改正要求では、第237条（政党解党に至る選挙違反規定）、第309条（暫定憲法下で実施された行為の合憲性）の見直しが議論の的となっている。4月11日には、選挙管理委員会が、連立与党の国民党、中道主義党の解党を憲法裁判所に求めることを決定した。

（遠藤 聡・海外立法情報課）

【シンガポール】 国際的に保護される者に関する法の制定

シンガポールで、2008年3月6日、「国際的に保護される者に関する法」(International Protected Persons Act)が制定された。同法は、テロ防止関連条約である「国際代表等犯罪防止処罰条約」(国際的に保護される者(外交官を含む。))に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約、1973年国連総会採択)を批准するために制定された。保護対象者は、国家元首、首相、外相、国家機関の代表、国際機関の代表、これらの者に同伴する家族とされた。人物に対する犯罪については、「腐食性物質、爆発物及び攻撃兵器法」、「爆発物法」、「誘拐法」、「刑法」で規定する殺人、傷害、誘拐、拉致、監禁、強姦、暴力等が、家屋・車両に対する犯罪については、「爆発物法」、「刑法」で規定する爆発や火災による犯罪、鉄道や船舶に対する犯罪等が適用される。また、条約締結国との間での、「刑事事件相互支援法」に基づく相互法的支援の手続、「犯人引渡法」に基づく犯人引渡しの手続が明記された。

(遠藤 聡・海外立法情報課)

【インドネシア】 ポルノ・サイト規制法の制定

インドネシアで、2008年3月25日、「電子情報及び取引法」(以下「ポルノ・サイト規制法」という。)が制定された。人口2億2000万人のうちの85%がイスラム教徒であり、事実上の「イスラム国家」(国教は定められていない)といえるインドネシアでは、2006年4月の『プレイボーイ(インドネシア語版)』誌の創刊をめぐり、ポルノ規制法の制定に関する議論が高まった。ムハマッド・ヌー情報通信相によれば、今回の法制定により、インターネットを通じたポルノグラフィ、暴力、民族への敵意の拡散から国民を保護することが可能となった。同法の罰則規定により、インターネットを通じて、ポルノグラフィ画像、虚偽の情報、人種・宗教を誹謗するメッセージを配信した者には、6年以下の禁固または10億ルピア(約1100万円)以下の罰金が科せられる。海外プロバイダー上のポルノ・サイトや、ネットカフェに対する監視が重要であるとの専門家の指摘もある。

(遠藤 聡・海外立法情報課)